

平成24年12月26日

草津市長 橋川 渉 様

草津市議員報酬および特別職給料審議会
会長 福井 太加雄

議員報酬の額ならびに市長および副市長の給料の額ならびに政務調査費の額について
(答申)

平成24年10月31日付け草職発第1233号で諮問のあった標記の件について、下記のとおり改定すべきであるとの結論を得たので、ここに答申します。

記

1 議員報酬ならびに市長および副市長の給料改定額

| | 現行額 (月額) | 改定額 |
|-----|----------|------|
| 議長 | 569,000円 | 据え置き |
| 副議長 | 502,000円 | 据え置き |
| 議員 | 452,000円 | 据え置き |
| 市長 | 945,000円 | 据え置き |
| 副市長 | 795,000円 | 据え置き |

2 政務調査費改定額

| | 現行額 (年額) | 改定額 |
|-------|----------|------|
| 政務調査費 | 360,000円 | 据え置き |

3 審議の内容 (要約)

当審議会は、以下の(1)から(5)までの状況を踏まえ、総合的に検討し、各委員の慎重かつ十分な審議を重ねた結果、議会の議員の報酬ならびに市長および副市長の給料の額ならびに政務調査費について、現時点では据え置くことが適当であるとの結論に至った。

- (1) 草津市における今日までの経緯
- (2) 一般職員の給与改定状況
- (3) 県内・類似都市の状況
- (4) 草津市の財政事情
- (5) 社会情勢の動向

□ 議員報酬について

草津市の議員報酬は、平成18年4月1日に現行額に改定され、今日に至っており、類似都市と比較すると報酬月額は低く、引き上げるべきという意見もあった。また、市議会にお

いては、市民に開かれた議会を目指し、市民の声が市政に反映できるよう様々な議会改革が推進されているところであり、その役割はますます重要になっている。

しかしながら、草津市を取り巻く社会経済情勢ならびに市民感情を鑑みて、引き上げには慎重論も多く、据え置くことが妥当だとの結論に至った。

□ 市長・副市長の給料について

市長および副市長の給料については、平成18年4月1日以降、現行額で据え置かれているが、一般職員の給与改定状況は減額していることから、行政のトップとして引き下げるべきとの意見も出たが、近年ますます行政需要が複雑、多様化する状況下において、市長および副市長の果たすべき職責および役割が増していること、県内各市との比較では平均を上回るものの、類似都市との比較では、月額給料額の平均はほぼ同水準であり、年収ベースでは平均を下回ることを考慮すると、現行額を据え置くことが妥当であるとの結論に至った。

□ 政務調査費について

政務調査費については、平成14年4月1日に現行額に改定され、議員の調査研究に資するための必要な経費として、使途基準に従って使用されているところであるが、本年、その使途基準が拡大されると同時に、より透明性が確保されるよう法律が改正され、今後の動向を注視する必要があること、また現在の交付額が県内各市と比較して著しく高いとは言えないことから、現段階では据え置くことが妥当であるとの結論に至った。

4 その他（参考意見）

非常勤の行政委員に対する報酬については、滋賀県を含む各地で、「地方自治法第203条の2第2項の趣旨は、本来、日額支給を原則とし、例外的に月額支給の規定はあるものの、月額支給の行政委員の中には、その許容範囲を逸脱し、報酬支払は無効」として住民監査請求や住民訴訟が提起されたことを背景に、当審議会では市長から「非常勤の行政委員に対する報酬支払」について意見を求められたことを受け、以下のとおり意見をまとめた。

草津市における行政委員の報酬は、「草津市特別職の職員で非常勤のもの報酬および費用弁償に関する条例」において支給方法・支給額について定められており、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員および農業委員会の委員については月額で、公平委員会および固定資産評価審査委員会委員の報酬については日額で支給されている。

各行政委員についての職責や勤務実態等の説明を受け、上記の現状について、他市の支給方法および支給額、ならびに行政実例および判例等に照らし、慎重に検討した結果、各行政委員の支給方法および支給額については妥当であるとの結論に至った。

しかしながら、今後も支給方法および支給額について、市民に理解される運用を望むものである。